

(様式)

普及項目	養殖
漁業種類等	養殖業
対象魚類	魚類
対象海域	—

水産用医薬品の使用に係る巡回指導

県北広域本部水産課・永田 大生

【背景・目的】

養殖水産動物に対する安全・安心の確保を目的として、水産用医薬品の①未承認医薬品の使用状況の有無、②対象魚種や用法用量、使用禁止期間等の適正な使用状況について、管内養殖業者への巡回指導を行った。

なお、今年度は、抗菌剤の投薬効果について聞き取りを行い、効果が弱いようであれば県水産研究センターへ薬剤感受性試験を依頼するように指導することを目標とした。

【普及の内容・特徴】

(1) 実施概要

4 地区計 8 業者(5 魚種)について巡回指導を行った。その概要は以下のとおり。なお、指導には、各地区を管轄する家畜保健衛生所の職員も同行した。

地区	年月日	業者	同行者	養殖種
玉名 (玉名市滑石)	R2. 10. 6	1	—	ウナギ
城北 (山鹿市菊鹿町)	R3. 2. 17	2	城北家畜保健衛生所 2名	ヤマメ、ニジマス
中央 (上益城郡嘉島町)	R3. 2. 9	2	—	アユ
阿蘇 (阿蘇郡高森町)	R3. 2. 5	3	阿蘇家畜保健衛生所 2名	ヤマメ、ニジマス、 イワナ

(2) 医薬品の適正指導および経営状況の聞き取り

養殖業者に、①飼育魚種、尾数などの飼育基礎データ、②魚病の発生状況、③水産用医薬品の使用・保管状況と抗菌剤の投薬効果、④飼育魚の健康状態の確認、⑤経営状況の聞き取りを行った。

【成果・活用】

巡回した業者の中で、違法な水産用医薬品の使用等は確認されなかった。また、抗菌剤の投薬効果について聞き取りを行った結果、効果が弱いと回答した事業者が3件あった。そのため、今後、魚病が発生した場合、県水産研究センターへ魚病診断依頼するよう指導した。また、水産課からコロナウイルス感染症及び令和2年7月豪雨で被災した事業者に対し、各種支援事業について情報提供した結果、3事業者の活用を確認した。

【達成度自己評価】

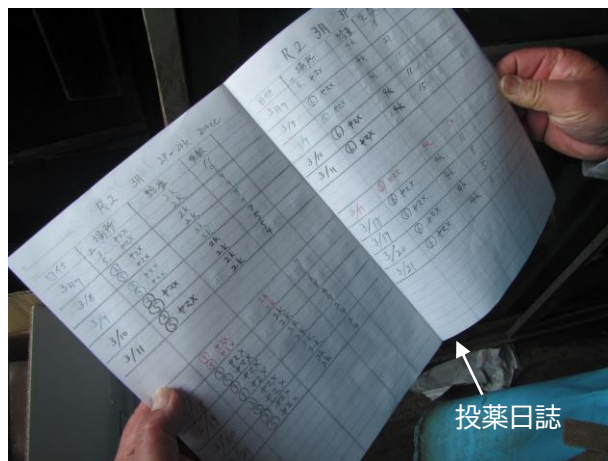
3 おおむね達成できたが、取組に改善を要する等の課題も見られた (51%~75%)

(様式)

a)



b)



c)



d)



e)



- a) 医薬品の保管状況の確認
- b) 投薬記録の確認
- c) 飼育魚の健康状態の確認
- d) 使用している餌成分の聞き取り
- e) 令和2年7月豪雨災害で被災した復旧中の水槽